

## 介護従事者の給与水準等の処遇に関する情報の公表について

### 1. 経緯等

- 10月30日の「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において「生活対策」が決定され、平成21年度の介護報酬改定を行うことにより、介護従事者の処遇改善を図ることとされた。
- その趣旨を踏まえ、報酬改定が介護従事者の給与水準等の処遇改善に結びつくよう、様々な施策を講じる必要があるが、介護従事者の給与水準の公表が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるべきとの意見がある。(参考1、第58回介護給付費分科会提出資料)
- また、将来を見据えて取り組む施策として、介護従事者の処遇改善により、介護の質の向上を促すため、介護従事者の処遇に関する情報の積極的な公表を推進すべきとの意見がある。
- こうした指摘を踏まえ、介護従事者の給与水準等の処遇に関する情報の公表について、どのように考えるか。

#### 【参考1】安心と希望の介護ビジョン (H20.11.20) 抄

「安心」と「希望」のある超高齢社会を実現するために、2025年を見据えて取り組む施策

##### 3. 介護従事者にとっての安心と希望の実現

###### (1) 各事業所における介護従事者の処遇に関する情報の公表

- 介護従事者の処遇改善により、介護従事者の士気の向上、ひいては介護の質の向上を促すために、各事業所における介護従事者の労働条件や給与水準、教育訓練など、介護従事者の処遇に関する情報の積極的な公表を推進(基本的にすべての事業者が公表することを目指す)。